

# 南島原市の就農支援メニュー（国・県含む）

準備・研修

## ① 農業後継者育成事業【市独自】

（南島原市内在住の方）  
扶養者の農業高校・農業大学校等への  
修学費用を支援

- 要件
- ・農大、農高などで修学・研修
  - ・修学・研修後3年以内に就農

- 交付額等
- ・年額6万円

## ② 農業研修支援事業【市独自】

研修期間中の家賃の一部を支援

- 要件
- ・1ターン者（転入後1年以内）
  - ・本市で就農する者
  - ・就農準備資金の交付対象者
  - ・県登録研修受入機関等での研修

- 交付額等
- ・補助率：1/2以内
  - ・限度額：2.5万円/月

## ③ 就農準備資金【国】

研修期間中の就農準備のための資金を交付

- 要件
- ・就農予定時49歳以下
  - ・研修後に就農する
  - ・前年の世帯所得600万円以下
  - ・研修期間が1年、1,200時間以上
  - ・県登録研修機関等での研修 など

- 交付額等
- ・年間最大150万円（最長2年間）

## 認定新規就農者制度

市から青年等就農計画の認定を受ける

【要件】 原則18歳以上44歳（49歳）以下、一定水準の農業技術の習得（概ね1年以上の研修・実務等） など

【目標内容】 5年後の所得300万円超、年間労働時間2,000時間 など

【メリット】 各種補助金の要件の一つである、農地貸借契約ができる など

就農開始

## ④ 新規就農者就農支援事業【市独自】

農業経営を開始するための機械・施設・  
農業用資材等の導入を支援

- 要件
- ・49歳以下の認定新規就農者  
（親元就農・経営継承者は対象外）
  - ・就農準備中又は就農後1年未満
  - ・前年の世帯所得600万円以下
  - ・経営開始資金の交付要件を満たす者

- 交付額等
- ・補助率：3/4以内
  - ・限度額：75万円

## ⑤ ながさき農林業・農山村構造改善加 速化事業【県】

農業用機械等の施設整備に対する支援

- 要件
- ・認定新規就農者又は認定新規就農者  
が組織する団体
  - ・受入団体登録制度を活用した就農者  
又は就農予定者
  - ・農外及び県外からの農業参入者又は  
親等と経営を異にする農家子弟

- 交付額等
- ・補助率：1/2以内（機械は1/3）  
※1戸での実施の場合、農業用機械は  
支援対象外
  - ・限度額：2,500万円  
1,000万円（1戸の場合）

## ⑥ 経営開始資金【国】

経営確立のための資金を交付

- 要件
- ・49歳以下の認定新規就農者
  - ・経営継承する場合、新規作目の導入  
等リスクのある取組を行うと市に認  
められる者
  - ・前年の世帯所得が600万円以下

- 交付額等
- ・年間150万円（最長3年間）

## ⑦ 経営発展支援事業のうち 通常枠【国】

経営発展のための機械・施設等の導入を  
支援

- 要件
- ・49歳以下の認定新規就農者
  - ・事業実施年度及びその前年に独立  
自営就農している（予定含）者
  - ・（経営継承する場合）親の経営に  
従事してから5年以内に継承して  
農業経営を開始する者
  - ・自己負担分について融資を受ける
  - ・整備内容ごとに50万円以上のもの

- 交付額等
- ・事業費上限額：1,000万円
  - ※⑥併用の場合：500万円
  - ・補助率：3/4以内

## ⑧ 経営発展支援事業のうち 地域計画早期実現支援枠【国】

（3. 経営発展に向けた取り組み）  
経営発展のための機械・施設等の導入を  
支援

- 要件
- ・49歳以下の認定新規就農者
  - ・経営を開始して3年以内の者
  - ・認定新規就農者の場合、3年後まで  
に経営改善計画の承認を  
受けて認定農業者になる者
  - ・自己負担分について融資を受ける
  - ・整備内容ごとに50万円以上のもの

- 交付額等
- ・事業費上限額：1,200万円
  - ・補助率：3/4以内

## ⑨ 青年等就農資金【日本政策金融公庫】

青年等就農計画の達成に必要な資金を融資。  
※認定新規就農者のみが対象です。

- 特徴
- ・借入の全期間にわたり無利子
  - ・実質無担保、無保証人

- 要件
- ・使途：・農地造成（農地取得は不可）  
・果樹植栽、家畜導入  
・施設、機械、資材の取得 等

- 借入額等
- ・借入限度額：3,700万円
  - ・償還期限（うち据置期間）：  
17年以内（5年以内）